

## <前回・政治的なもの>

- ・政治：宗教と経済の間  
     道徳（実践理性＝合理性）と重なりつつもはみ出る領域  
     欲望と超価値

- ・現代政治哲学・神学の起点としてのカール・シュミット

### (1)「政治的なもの」とは何か

#### 0. 南原繁の価値並行論

宗教（根底、力）／文化・諸価値／経済

政治はどこに位置するか

1. キリスト教と国家との関係は、キリスト教思想にとって避けることのできない課題。
2. シャンタル・ムフの「ラディカルで多元的な民主主義」(radical and plural democracy)  
     ロールズの正義論・政治思想を論評
3. 道徳と政治との基本的な相違、政治の固有性は合理的な調停プロセスの内に存しない。  
     ムフ → カール・シュミット

#### 4. アーレント（遺稿集『政治の約束』）の場合

政治：自由な共同性において、相互の説得のための言論を用いた合意形成の営み

#### 5. シュミットの場合

「政治的な行動や動機の基因と考えられる、特殊政治的な区別とは、友と敵という区別である。」(シュミット、1970、15)、「戦争は決して、政治の目標・目的ではなく、ましてその内容ではないが、ただ戦争は、現実的可能性としてつねに存在する前提なのであって、この前提が、人間の行動・思考を独特な仕方規定し、そのことを通じて、とくに政治的な態度を生み出すのである。」(同、27)

↓

政治：合理的な合意形成の事柄ではなく、公的全体のレベルでの「友一敵」関係の問題であって、現実的可能性としての戦争を前提としたもの。友・敵の闘争と社会的欲望を前提として構築された公的営み。

#### 6. 「政治的なもの」を構成する二つの契機：

合理的討論による合意形成、社会的欲望に連合した闘争

合理性と欲望の間＝「生」

7. 問題は、言論か欲望か、道徳か政治かの二者択一ではなく、両契機の相違を見据えた上でそれらを積極的に媒介すること→イデオロギーとユートピアという社会的欲望・構想力の二つの病理形態への適切な対処。
8. 政治的なものから人間学的考察への遡及。
9. 前期ハイデッガー：『存在と時間』の基礎的存在論

事物存在と人間存在の決定的な差異を解明した点で、基礎的人間学と解釈できる。

世界一内一存在としての基礎構造、事物を規定する範疇に対する実存疇、そして、人間存在の時間構造(企投性と被投性)と将来性の優位、本来性と非本来性との対比など、

11. ハイデッガーの基礎的人間学：死において端的に提示された、現存在の「自己関係性」  
     「単独化」の循環構造をその基本的性格(実存論的「独我論」)としている。

↓

複数性の視点が欠如した人間学とその政治思想

- ・大澤（2007）——「ハイデッガーの死に対する見方の中には、どこを探しても、『イス

ラーム教徒』が収まるべき場所がない」(同、725)。

・内田樹「レヴィナスの時間論」：『時間と他者』と読む 14」

(『福音と世界』2016.5、新教出版社)

12. ホッブズ『リヴァイヤサン』：17世紀(混乱の世紀)の時代状況を背景とした、いわば複数性の下における死の考察。

自然状態(万人の万人に対する闘争 → 可能性としての戦争、相互恐怖・相互不信)から国家の成立を論じた社会契約説を展開しているが——個人は自己の自然権を制限し、社会契約の結果として成立する国家理性に判断を委ねる——。

13.、自然状態=人間の徹底的平等を内包した「殺されうると殺しうることの相互性」として、つまり死の平等性(=複数性としての死)。

14. 「自然状態の脅威から免れるべく結ばれた社会契約の平和のもとではじめて、つまり近代『社会』の枠内でのみ、われわれは、『世人』が押し付けてくる『水平化』や『平均化』の弊について気軽に語れるのだ、と。ハイデガーが『公共性』に敵意をあらわにしているのは、ホッブズ以後の近代的『平等』の理念の圧倒的勝利を物語る一事例にほかならない、と。」(森、2008、203)

17. 弱さの平等性という人間学→殺し殺されることの平等の可能性(身体の脆さ)に基づいて、相互的恐怖、相互不信を生みだし(自然状態の脅威)、人々を社会契約による社会秩序の平和。社会契約。

「政治的なもの」：敵対を前提とし、その破壊的帰結に至ることを回避する手段として政治、「政治的なもの」を規定する言論と欲望の弁証法。

cf. 弱いものの強さ

18. アーレント：人間存在の複数性の上に政治思想を構想。

19. 言論と行為の脆さの議論 → 人間存在の有限性から罪責性に至る問題連関。

リクール「過ちやすき人間」(L'homme fallible)の議論。

20. ホッブズの社会契約を可能にするもの(相互不信を克服するもの)、あるいはアーレントの言う赦しと約束とを可能にするものは何か。ここに、政治と宗教との根本的な接点を見出すことができる。

21. 契約、赦し、約束から政治思想の問題領域へ。

この聖書の宗教の基礎に属する事柄を、非聖書的(非宗教的)に論じることの意義。

cf. ボンヘッフアーあるいはシモーヌ・ヴェイユ

↓

契約思想

### 3. 旧約聖書と契約思想

#### (1) 契約思想の源流と類型

・M.ノート 『イスラエル史』日本基督教団出版局。

・船水衛司「契約」『聖書学講座 第二巻』日本基督教団出版局、27~66頁。

1. 古代オリエントにおける契約思想

・マリ文書(Mari-text)：紀元前約 1800年頃(か、やや後)、ユーフラテス川中流の古代都市マリ(アブル・ケマル)の近くのテル・ハリリの王の記録集。法律のテキスト、経済のテキスト、王の外交文書。

「ヘブライ人」という名称の人々が古代オリエント全体にいた。バビル。いろいろ

るな種類の労役を引き受けていた。「これは多分、特定の法的・社会的地位に対する一定の名称である」（ノート、58）。

- ・ヒッタイトの契約文書（紀元前1400-1200）、モーセ時代

宗主と隷属民の契約（宗主－属王）

- ・「契約は古代オリエントの社会生活の基盤」（石田、21）

2. 「日が沈み、暗闇に覆われたころ、突然、煙を吐く炉と燃える松明が二つに裂かれた動物の間を通り過ぎた。」（創世記15:17）

3. 契約の種類

- ・アブラハム系列：「神が責任を負う」

アブラハム契約、ダビデ契約（サムエル下23.5、3.9、詩編89.28-29）、ノア契約、創世記15章：

1 これらのことの後で、主の言葉が幻の中でアブラムに臨んだ。「恐れるな、アブラムよ。わたしはあなたの盾である。あなたの受ける報いは非常に大きいであろう。」

5 主は彼を外に連れ出して言われた。「天を仰いで、星を数えることができるなら、数えてみるがよい。」そして言われた。「あなたの子孫はこのようになる。」6 アブラムは主を信じた。主はそれを彼の義と認められた。……

17 日が沈み、暗闇に覆われたころ、突然、煙を吐く炉と燃える松明が二つに裂かれた動物の間を通り過ぎた。18 その日、主はアブラムと契約を結んで言われた。「あなたの子孫にこの土地を与える。エジプトの川から大河ユーフラテスに至るまで、

- ・モーセ系列：「イスラエルが責任を負う」

シナイ契約・十戒、ヨシュアの契約（ヨシュア24）

・この二つの契約の統合としての「イスラエル」：「神は、更に続けてモーセに命じられた。「イスラエルの人々にこう言うがよい。あなたたちの先祖の神、アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神である主がわたしをあなたたちのもとに遣わされた。これこそ、とこしえにわたしの名／これこそ、世々にわたしの呼び名。」（3.15）

## （2）契約思想とその内実

4. 「神－人間（共同体・民族→個人）」の関係＝契約関係、人格関係における神（人格神）

- ・契約から創造へ：契約をめぐる思想は、旧約聖書の思想的核心を構成するものであり、創造論も契約思想に基づくものとして解釈することができる（フォン・ラート）。

旧約聖書の記述の順序で言えば、創造から契約へと物語は展開しているが、思想形成の順序では、契約から創造への展開を指摘することができる（聖書学の成果）。

5. 契約の構造：「約束－信頼」 → 責任性・違反への罰則・人格的な関係

アブラハムと神（主＝ヤハウェ）との契約（アブラハム契約）は、旧約聖書の契約思想の原型と言えるものであるが、それは次のような構造になっている。

約束：子孫の数の増加と土地の取得

→

神

アブラハム（民族の父→古代イスラエル民族）

←

信頼

- ・古代イスラエル宗教は典型的な民族宗教である。  
神は民族の反映を約束し、民族はこの神への信頼において統一される。神と人間との契約関係は、人間相互の関係の基本型であって、契約は古代イスラエルの基盤をなす。
- ・十戒（出エジプト 20.1-17） → 「契約の書」（20-23）  
宗教法（神と人間）から一般法（人間相互）へ  
偶像の禁止・祭壇建設の規定：20.23-26  
    奴隸法：21.1-11                      死刑法：21.12-17  
    傷害法：21.18-36                  財産法：22.1-17  
    社会法：22.21-27                  訴訟法：23.1-9  
安息年・日、三度の祭りの規定（23.10-19）
- ・「イスラエルの民を互いに結び合せている絆は、神がご自身をイスラエルに結び合せているのと同じ絆だった」、「そのような兄弟姉妹どうしの契約は、イスラエル全体が神が結んだ契約関係に基礎づけられていたのである」（トーランス、38）
- ・旧約聖書における契約の意義＝共同体の形成原理

### <出エジプト記20章>

- 1 神はこれらすべての言葉を告げられた。
- 2 「わたしは主、あなたの神、あなたをエジプトの国、奴隸の家から導き出した神である。
- 3 あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない。
- 4 あなたはいかなる像も造ってはならない。上は天にあり、下は地にあり、また地の下の水の中にある、いかなるものの形も造ってはならない。5 あなたはそれらに向かってひれ伏したり、それらに仕えたりしてはならない。わたしは主、あなたの神。わたしは熱情の神である。わたしを否む者には、父祖の罪を子孫に三代、四代までも問うが、6 わたしを愛し、わたしの戒めを守る者には、幾千代にも及ぶ慈しみを与える。
- 7 あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない。みだりにその名を唱える者を主は罰せずにはおかない。
- 8 安息日を心に留め、これを聖別せよ。
- 9 六日の間働いて、何であれあなたの仕事をし、
- 10 七日目は、あなたの神、主の安息日であるから、いかなる仕事もしてはならない。あなたも、息子も、娘も、男女の奴隸も、家畜も、あなたの町の門の中に寄留する人々も同様である。
- 11 六日の間に主は天と地と海とそこにあるすべてのものを造り、七日目に休まれたから、主は安息日を祝福して聖別されたのである。
- 12 あなたの父母を敬え。そうすればあなたは、あなたの神、主が与えられる土地に長く生きることができる。
- 13 殺してはならない。
- 14 姦淫してはならない。
- 15 盗んではならない。
- 16 隣人に関して偽証してはならない。
- 17 隣人の家を欲してはならない。隣人の妻、男女の奴隸、牛、ろばなど隣人のものを一切欲してはならない。」

## 6. 契約：法から精神へ

儀礼としての契約、法としての契約、内面性としての契約

- ・関係性の原型としての契約 cf. 自然

神と人間、人間相互

- ・関係性の変遷の中で：古代イスラエル宗教からユダヤ教へ

12部族連合→王権→王国解体→祭司主導体制

- ・法の実体的基盤が喪失するときどうなるか。→ 実体変化

エレミアの新しい契約（31.31）、「心にそれを記す」（31.33）

- ・並木浩「ヨブ記における契約——創造と救済」（『並木浩一著作集1 ヨブ記の全体像』

日本キリスト教団出版局、2013年、260-271頁）

「筆者は契約を、神によって選ばれた民が歴史形成に参加する責任を自覚する源泉として理解する。この源泉は、それが枯渇して初めて民を愛する人々にその存在を気付かせる」（260-261）、「預言者たちは民のあり方の源泉を民族の創造期に求めた。その時に神と民との間に特別の関係が神の一方的な恵みによって樹立されたと確信した。民は神との交わりに招き入れられた。その関係をわれわれは契約と受け止める」（261）

「契約の民は武勇によってではなく、日常的に正義を行うあり方によって歴史を形成する。具体的に言えば、神の民にふさわしい社会は、人々が居住する町（実際には富裕層の発言力が強い王国時代の未熟な都市的共同体）で、社会正義を守る法的な自治によって維持される。イスラエルでは王権が各地域の司法権を掌握できなかった。それぞれの町は王国時代には司法権を持つ自治団体であった」、「家長たちが土地を保有し、市民権を持つ自由農民の連合体」「これは兄弟盟約に基づく契約団体として認識される」（262）

「ところが都市的精神が意味を持ち始めるべき時期、すなわち経済活動がようやく活発になった前八世紀に入ると、富者による都市支配が急速に進み、小農民は没落して自由民の権利を失った。それとともに自治と正義の精神は崩壊した」（262）

「すべての人々が申命記の民族観と祭司の指導体制を良しとしたわけではない」、「この時代にもなお、古い自律的な共同体における契約団体の伝統を大事にして兄弟盟約の精神に生きる道を捨てなかった少数の知識人がいた。彼らは祭司の指導を最小限度に押さえて、可能な限り市民の自律性を理念として保持しようと模索した人々である。ヨブ記作者はその一人であったと考えられる。」（264）、「ヨブは東方の異邦の民の一員として虚構的に想定されているにもかかわらず、神が樹立した彼との契約関係への固着は、彼がヤハウエ神とイスラエルとの関わりを知る信徒であることを物語る。」（265）

## 7. ノア契約：創世記9章

9「わたしは、あなたたちと、そして後に続く子孫と、契約を立てる。10あなたたちと共にいるすべての生き物、またあなたたちと共にいる鳥や家畜や地のすべての獣など、箱舟から出たすべてのもののみならず、地のすべての獣と契約を立てる。

## 8. 契約から法へ

契約の主体は主権者か。主権と法秩序の関係。

「神一仲保者一民」における仲保者の役割

「もはや法をもってする政治ではなく、国家の規範は哲人たる主権者において具体化せられてあると見なければならぬ」（南原繁『国家と宗教』岩波文庫、34）

「人類の保護者としての立法者は、もはや単なる人間ではなく、神が特に遣わした魔神的存在・神的創造者である。ここにこれら神的英雄たる立法者と、したがってその立した法に対する畏敬は、いまや国家の拠って立つ根本信条であれねばならない。」(37)

#### <参考文献>

1. G・フォン・ラート 『旧約聖書神学Ⅰ・Ⅱ』日本基督教団出版局。
2. M.ノート 『イスラエル史』日本基督教団出版局。
3. 石田友雄 『ユダヤ教』山川出版社。
4. 山我哲雄 『聖書時代史旧約編』岩波現代文庫。
5. 市川裕 『ユダヤ教の歴史』山川出版社。
6. トーマス・F・トーランス 『キリストの仲保』キリスト新聞社。
7. 『並木浩一著作集』日本キリスト教団出版局。
  - ・『ヨブ記の全体像』
    - 「付論 ヨブ記における契約——創造と救済」(260-271)
  - ・『批評としての旧約学』
    - 「初期イスラエルにおける契約の理解——方法論的考察と試論」(28-55)
    - 「法・権利・正義・義——異文化の文脈に聖書の法的概念を移すために」(56-71)
    - 「文化と文明」(72-74)
  - ・『旧約聖書の水脈』
    - 「古代イスラエルにおける契約思想」(46-73)
    - 「付論 預言者における契約の出現」(131-144)
    - ↓
    - 12部族連合体の成立と王権への移行
    - 王権崩壊と預言・知恵